

改正後

改正前

試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、
比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書

(平成 年分) 氏名

I 平均売上金額の計算に関する明細書

年 分		売上金額	$\frac{12}{\text{事業を営んでいた月数}}$	改定売上金額 (②×③)
①		②	③	④
売上調整年分	平成 年分	円	<u>12</u>	円
	平成 年分		<u>12</u>	
	平成 年分		<u>12</u>	
本年	/			
計				
平均売上金額 (④の計) ÷ (1 + 売上調整年分数)		⑤		円

II 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書

年 分		試験研究費の額	$\frac{12}{\text{事業を営んでいた月数}}$	改定試験研究費の額 (⑦×⑧)
⑥		⑦	⑧	⑨
調整対象年分	平成 年分	円	<u>12</u>	円
	平成 年分		<u>12</u>	
	平成 年分		<u>12</u>	
計				
比較試験研究費の額 (⑨の計) ÷ (調整対象年分数)		⑩		円
基準試験研究費の額 (前2年以内に開始した年分の⑨の金額のうち最も多い金額)		⑪		

(新設)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</p> <p>1 記載要領</p> <p>I 平均売上金額の計算に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項又は第6項第2号に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、これらの特別控除を受けるときの確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>(1) 「①」欄には、適用を受けるときの年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p>(2) 「②」欄の各欄及び「④」欄には、棚卸資産の売却その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額を記載します。</p> <p>(3) 「③」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p>(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は切り捨てます。</p> <p>(4) 「⑤」欄の算式中の「売上調整年分数」には「1」に記載した年分の数当てはめて計算します。</p> <p>II 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が措法第10条第6項第1号に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、これらの特別控除を受けるときの確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>(1) 「⑥」欄には、適用を受けるときの年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p>(2) 「⑦」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p>(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は切り捨てます。</p> <p>2 提出先</p> <p>納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>措法第10条</p>	<p>(新設)</p>